平成２５年（フ）第３９号
山形市北山形２丁目６番13号、前住所山形市北山形２丁目１番25―７号
債務者　伊豆田よゑ子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８号
山形市あけぼの２丁目１番１号　山形刑務所内、住民票上の住所宮城県大崎市三本木新町２丁目５番28号
債務者　山下　　学
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
山形市五日町10番16号　ラポールイズミ205号、前住所山形県尾花沢市大字六沢273番地
債務者　高橋亜希那
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２号
山形県東根市一本木２丁目７番21号
債務者　松田ゆう子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
岡山県倉敷市水島東常盤町６番26号
債務者　益森　達子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
愛知県西尾市亀沢町365番地15　コーポ亀沢Ｃ号室
債務者　杉山磨美子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
新潟県柏崎市大字安田469番地１
債務者　上野　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
新潟県長岡市関原町５丁目34番地　フィットヒルＢ202号室、申立時の住所新潟県長岡市関原町３丁目甲172番地
債務者　小坂　秀秋
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
札幌市中央区南４条東３丁目１番地９　ハイツ昭和605号
債務者　斉藤　辰行
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４５号
札幌市白石区本郷通６丁目北１番５号　２号
債務者　渡邊　　貢
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４６号
札幌市白石区本郷通６丁目北１番５号　２号
債務者　渡邊　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９１号
札幌市中央区南９条西８丁目１番１―202号
債務者　塩野谷正俊
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１７号
札幌市北区新琴似６条８丁目８番11号　フラット68―101号
債務者　菊地　久栄
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２９号
札幌市厚別区厚別南２丁目９番15号　クレアメゾンひばりが丘105号
債務者　寺下　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５８号
札幌市東区東苗穂８条２丁目13番17号　コーポ高嶋102号
債務者　江良　　葵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５９号
札幌市東区東苗穂８条２丁目13番17号　コーポ高嶋102号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂８条２丁目13番17号　コーポ高島102号
債務者　平尾　幸喜
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６２号
札幌市北区北27条西14丁目３番22号　ヴィラポレール201号
債務者　安田　雅樹
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部